

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第65号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第66号 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 請願第 1号 池の浦地区亀子川へ転石転落擁壁設置に係る請願

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第67号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第77号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第68号 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第69号 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- (3) 議案第70号 令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第71号 令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第72号 令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第73号 令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第74号 令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第75号 令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第76号 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- (10) 認定第 1号 令和5年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第 2号 令和5年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- (12) 認定第 3号 令和5年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- (13) 認定第 4号 令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

日程第 5 議案第79号 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 桑原 千知
1 番 北垣 洋 2 番 井手口隆光 3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠 5 番 塩田 真一 6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫 8 番 何川 雅彦 9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸 11 番 高橋 健 12 番 小西 涼司
15 番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	濱崎 裕慈
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	経 済 振 興 部 長	本田 善生
建 設 部 長	岩永 裕一	健 康 福 祉 部 長	前方 正広
教 育 部 長	赤瀬 耕作	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 事	松原ちひろ	主 事	松田俊太郎

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日、本会議の開催に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本日9月20日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案1件です。審査の結果、全議案を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議案審議について御説明いたします。まず、議案第79号は、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定しました。なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第65号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件を議題といたします。

総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、9月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第65号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、新たにマイナンバーカードへ印鑑情報を登録するという点か。また、マイナンバーカードの交付率はと質疑がありました。これに対し、執行部から、今までは、窓口で印鑑証明を取得する際に、印鑑登録証を持参する必要があったが、

本条例改正により、本人に限ってマイナンバーカードを持参することで交付ができるようにするもの。また、交付率については、約82%であると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第65号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第66号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、現在、様々な物価が上昇する中で、市指定のごみ袋及び粗大ごみシールを値上げする理由は。また、市民の負担割合はと質疑がありました。これに対し、執行部から、合併以来、平成26年及び令和元年の消費税率引き上げ時においても、価格の改定を行わず、住民サービスの保持に努めてきたところ。しかし、近年の社会情勢等による原材料や燃料費等の価格高騰、また、天草広域連合へのごみ処分に関わる負担金の増加や、ごみの収集運搬の委託料等のごみ処理費用の増加していることを鑑み、受益者負担適正化及び市民の皆さまのごみ減量化の意識の高揚の観点から、価格を改定するもの。なお、ごみ処理費用に係る歳出に対する、受益者負担となる歳入一般廃棄物処理手数料の割合は、令和元年度が7%、令和2年度が5.7%、令和3年度と4年度が6%、令和5年度が4.7%と年々低下しており、今回は5%以上の水準となるよう金額を設定したと答弁がありました。また、委員から、ごみ袋の販売形態は。また、販売手数料は発生しているのかと質疑がありました。

これに対し、執行部から、市の商工会と業務委託契約を結び、販売をしている。また、管理販売委託料については、ごみ袋が1セットにつき40円、粗大ごみシールについては、1セット12円を商工会へ支払っていると答弁がありました。また、委員から、ごみの総排出量は、人口減少とともに減っているが、1日の1人当たりの排出量は増えており、その要因として考えられるものとはと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和5年度の1人1日当たりの排出量については、889グラムとなっており、前年度比で23グラム増加している。考えられる要因としては、以前は、子ども会等でビール瓶やアルミ缶を集められていたが、子ども会自体が少なくなっていることから、活動が減少し、ビール瓶やアルミ缶を分別ごみとして排出されていること。また、地区や各家庭で刈り取った草などをごみ袋に入れ、可燃ごみとして排出されること。さらに、令和4年度と5年度を比較すると、松島地区清掃センターに搬入される家庭ごみは減少しているが、事業系のごみが増加していることなどが要因として考えられると答弁がありました。また、委員から、4月からの値上げとなるが、3月までに購入した指定ごみ袋は4月以降も使用できるのか。また、買いためされる方が多くなるのではと考えられるが、対策はあるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在の予定では、ごみ袋の大きさや仕様の変更は行わず、現行のまま運用することとしているため、4月以降も使用できるようにしている。今後、混乱を招くことがないように、商工会と連携しながら周知を行い、また、買いため対策については、今後、担当課で協議していくと答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第66号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議頂き、ご賛同くださいます

ようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことも併せてご報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

11番、高橋健議員。

○11番（高橋 健君） お尋ねします。ごみ袋のことについてなんですけれども、これは、もう5%程度値上げということなんですけれども、恐らくこのごみの減量化を市民の方々に意識づけをしてもらうということであれば、今後も、恐らく値上げをしていくような形になるのではないかなというふうに予想はされるんですけれども、そこら辺の今後の展望については、意見は出なかったのでしょうか。今、もう少しずつ上げていって、もったいないから少しでもごみを減らそうというような方向性で市としては考えていますとか、そういうのをちょっとお尋ねされたのかお聞きします。

○議長（桑原 千知君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中 辰夫君） 今後の値上げ等についての、執行部からの話はありませんでした。あと、ごみの減量については、ほかにはなかったと思います。

○議長（桑原 千知君） いいですか。

○11番（高橋 健君） 大丈夫です。

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから総務常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。

議案第66号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 議案第66号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この条例改正は、指定ごみ袋と粗大ごみシール代金を引き上げるというものですが、ごみ袋については8%、粗大ごみシールについては24%の引上げとなります。引上げの理由として、ごみ処理費用の増加に伴う受益者負担の適正化とありますが、現在、市民は、毎月資源ごみ回収など、焼却ごみを減らすために努力をしています。その資源ごみ売却代は、令和5年度決算では、約785万円です。そのうち、ごみ資源化推進協力金として約288万円が各地区に還元されていますが、それを差し引いても、約500万円は市に入ってきます。そのお金は市民の努力で入るお金です。そのお金をごみ袋代に充ててもよいと私は思います。

家庭ごみは減少していますが、増加しているのは、事業系のごみです。焼却ごみが減らず、処理費用にお金がかかるとして、市民にさらなる負担を強いるのではなく、市として、ごみ減量対

策にもっと本腰を入れるべきではないでしょうか。市の努力はまだまだ足りないと思います。金銭的な負担を増やすのではなく、ごみ減量化への意識づけをするための努力をするべきではないでしょうか。昨年からの物価高騰に市民はあえいでいます。市民にこれ以上の負担を強いるべきではありません。よって、この条例改正には反対いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、反対の討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） その他の議案に対し、議論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決をいたします。

議案第65号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第66号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、本案は、可決とすることに決定しました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議において、経済建設常任委員会に付託いたしました請願第1号、池の浦地区亀子川へ転石転落擁壁設置に関する請願についてを議題といたします。経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、9月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

継続審査となっております請願第1号池の浦地区亀子川へ転石転落擁壁設置に係る請願についてでございますが、委員から、執行部から、請願書に記載の工法の検討結果及び県の担当課との協議結果の回答があったが、有効性、緊急性を踏まえ協議した結果、両側からの転石防止擁壁が請願の内容であるが、現地を確認した結果、工法的に対策とはならないと感じたという意見や、高齢化により地元で管理ができないという請願内容であるが、市内には同様の水路が多数あり、この水路だけを市が管理するという事は、他の水路と比較しても困難であると考えするという意見がありました。

このような審査を経まして、起立採決の結果、請願第1号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしくご協議頂き、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも併せて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 委員長の報告の中で二つお聞きしたいんですけれども、一つは、委員長の報告の中に、工法的に対策とはならないと感じたという意見があるということですが、この請願による工法ではなくて、ほかに何か、この方法ではなくてほかにいい方法があるのかどうかというのが、執行部や委員の皆さんからほかに何か案みたいなのは出なかったかどうかということと、もう一つは、高齢化により地元で管理できないという請願内容であるが、市内には同様の水路が多数あり、この水路だけを市が管理するという事は、ほかの水路と比較しても困難であると考えたという意見があったと述べられましたけれども、この請願の内容では、市にここを管理してほしいという請願ではなくて、今まで石がごろごろ落ちてきたのを、毎回落ちてきたときに、地元の住民の方が上げられていたんですけども、高齢化してそれが大変困難なので、それが転げてこないようにどうかしてほしいという請願だと思いますので、ここは、ちょっと委員の皆さんの取り方が違うと思うんですけど、その辺について、お願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） まず、最初の他の対策等の話は出なかったということでございますけれども、委員会当日の話の中では、そういった意見は出ませんでした。ただ、現地踏査の際に、請願内容とはちょっと違った形でしたけれども、こういった方法でやれば対策にはなるんじゃないかなというような意見は出ましたけれども、その件については、本請願の内容とはちょっと沿わない内容でございましたので、今後、担当課との話合いの中で、そう

いった方法も、また要望等あれば担当課としては考えていかれるんじゃないかなというふうに考えます。

もう1点、地元の人たちの高齢化によって作業が困難になるというような請願の内容だったんですけれども、そこは、委員会の中では、そういったことについては話は出ませんでしたけれども、現地踏査のそういったときの話の中では、そういったことが困難であるというようなお話を伺いまして、全体的に法定外水路の管理というものは、できる限りのことは地元の人でやってもらうということが、一般的な法定外水路の管理の仕方となっておりますので、その辺のところも踏まえて、全体的な法定外水路の管理内容としては、やはりある程度のできる限りの管理は地元でもしてもらうというようなことが基本的になっているというそういう意見でした。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 例えば、この工法的に、もう少し何か違うできることがあるということであれば、それは、この請願に対しては不採択だけでも、建設課と地元の人がいろいろ話合いの結果、違う方法ではできる可能性はあるということに理解していいんでしょうか。私がこの請願に不採択になったことに関して、これをよしとするか、駄目とするかのところなので、今後どうなるかということと、それと、やはりこの高齢者のところのとり方が、やっぱり委員会の中では、私はとり方が違うと思うので、地元の皆さんは市に管理してほしいとおっしゃっているわけではないので、その辺ははっきり申し上げたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 今後の請願の内容についての審査でございますので、今回の請願の内容については、ほかの工法でこういった対処策をするというようなことは、請願の内容には沿っておりませんので、あくまでも請願の内容に沿った形の審査でいけば不採択となったんじゃないかなと思います。

また、法定外水路の管理については、先ほど述べましたように、一般的な管理の方法としては、できる限りの地元の管理は必要であるというような担当課の意見でございましたので、委員の皆さんもそういったところを考えられての採決の仕方だったんだと思います。

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから、経済建設常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告のありました請願第1号、池の浦地区亀子川へ転石転落擁壁設置に係る請願について採決いたします。

請願に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（桑原 千知君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第67号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件を議題といたします。

文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小西 涼司君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、9月12日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第67号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第77号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございますが、委員から、75歳以上の後期高齢者が対象であるため、管理上、マイナンバーカードへの一本化だけでなく、従来どおりの保険証での発行も併用するほうが好ましいとの意見がありました。

このような審査を経まして、議案第77号は、採決により原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議頂き、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会といたしましても、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定いたしましたことも併せて御報告いたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから文教厚生常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 失礼しました。議案第77号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての討論の通告がありましたので、発言を許します。

9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 議案第77号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につい

て、反対の立場から討論をいたします。

この規約の一部変更は、国民健康保険と同じで、マイナンバーカードに一体化して紙の保険証をなくすものです。75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は、国民健康保険よりももっと深刻です。全国保険医団体連合会の調査によると、高齢者施設や介護施設などの59%が保険証廃止に反対し、マイナンバーカードの管理については、94%が管理できないとしています。施設に入居する人は、本人の意思確認ができない人が多く、カード取得も難しいのではないのでしょうか。マイナンバーカードは任意のはずです。義務化されていないマイナンバーに一体化し、保険証をなくすべきではありません。

よって、この規約の一部変更には反対いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、賛成の討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 次に、反対の討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） その他の議案に対し、討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告のありました案件について、順次、採決いたします。

議案第67号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第77号、熊本県後期高齢医療広域連合規約の一部変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、本案は、可決することに決定いたしました。

日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第68号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）から令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算

の認定についての以上13件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下 文宣君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託されました案件について、去る9月17日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、補正予算議案審査について申し上げます。

議案第68号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、各分科会会長から次のような審査内容が報告されました。

まず、企画政策部所管について、委員から、地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）10億2,000万円について、制度の詳細はと質疑がありました。これに対し、執行部から、まず、市が民間金融機関から起債をし、原資の借入れを行った後、ふるさと財団を経由し、事業者へ融資される。また、償還については、市が利子も含めたところで民間金融機関へ償還するが、利子の75%については特別交付税措置があるため、市の持ち出し分は25%であると答弁がありました。

次に、委員から、上天草高校支援事業について、当初の事業内容から変更があっているようだが、詳細はと質疑がありました。これに対し、執行部から、当初予算では、下宿を行われる民間事業者への改修補助金を計上していたが、県が地域みらい留学への参加負担金を支払っている関係で、当該留学からの生徒の受け入れの目標値を、令和7年度から9年度までの3か年で10人と設定されているが、この目標達成に向けて、市で民間のアパートを借り上げることとなったと答弁がありました。さらに、委員から、受け入れる生徒の見込みはあるのかと質疑がありました。

これに対し、執行部から、7月31日に実施されたオープンキャンパスに東京と大阪から1組ずつ来ていただいている。また、オープンキャンパスに参加できなかったが、興味を持っていた方も1組あり、そういった方々に期待をしていると答弁がありました。

次に、委員から、リコー環境事業開発センター視察に係る旅費16万9,000円について、視察の目的はと質疑がありました。これに対し、執行部から、リコー環境事業開発センターの視察の目的は、同センターでの脱酸素社会と循環型社会の取組を参考とすることが目的であると答弁がありました。

次に、委員から、デジタルを活用した若者定住促進活性化事業374万3,000円の減額について、事業が不採択となった理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、上天草高校の起業家支援を提案していたが、本提案が令和3年度まで実施した中学生を主とする起業家教育を活用した地域の担い手育成事業の後継事業の取扱いとなり、令和3年度まで実施した事業の課題を後継事業が解決できる仕組みになっていなかったことが不採択になった理由であると答弁がありました。

次に、建設部所管について、上天草市管内区画線再設置工事の1,600万円について、委員から、

今回の工事の総延長が20キロとなっているが、上天草市の市道の総延長はと質疑がありました。これに対し、執行部から、上天草市の市道の総延長は467キロメートルであると答弁がありました。また、委員から、今回、区画線の再設置を行う9路線を選定した理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、通学路及び交通量が多い路線を選定したと答弁がありました。また、委員から、市道で区画線が消えている箇所も多いので、安全確保のためにも早急に対応をと質疑がありました。これに対し、執行部から、区画線が消えている箇所が多いことは認識しているため、予算を確保して、適切な維持管理に努めたいと答弁がありました。

次に、市営下桶川団地浄化槽改修工事3,009万5,000円について、委員から、工事内容はと質疑がありました。これに対し、執行部から、新たに合併処理浄化槽を設置し、市営住宅の排水設備を改修した後に、既存の単独処理浄化槽を撤去する工事であると答弁がありました。

次に、経済振興所管について、ジップラインの運営に係る会計年度任用職員報酬・職員手当等・勤務手当308万7,000円について、委員から、受付業務に従事する会計年度任用職員の予算を計上されているが、想定内のことであったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、当初は受付を含む全ての業務を現指定管理者への外部委託による運営を想定していたが、受付等の行政処分については、市職員が行う必要があるため、業務委託料から予算組替を行うものと答弁がありました。

次に、南阿蘇村宿泊助成キャンペーン連携事業業務委託料367万1,000円について、委員から、周知方法はと質疑がありました。これに対し、執行部から、上天草市民及び南阿蘇村民が対象となるため、それぞれの広報紙及びホームページでの周知を行うと答弁がありました。

次に、漁港施設修繕費634万1,000円について、委員から、補正になった理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、事前調査の段階では、棧橋の引き上げ作業は1日で完了する予定だったが、詳細調査をしたところ、作業に3日を要することとなり、費用が増大したものと答弁がありました。

次に、各排水機場修繕費880万9,000円について、委員から、今回4件分の修繕費が計上されているが、修繕はこの4か所で完了かと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回計上している4件については、点検を行った中で緊急性が高いということで計上している。今後も使用する中で、不具合が発生した場合には、その都度修繕を行うと答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金について、4地区の公民館を整備予定とあるが、賤の女公民館の改修費用が高額である理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、介護予防拠点として利用するにあたり、老朽化が進んでいることや、安全確保等の観点からも、内装工事のみならず、外装工事も実施される計画となっているためと答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員から、会計年度任用職員図書館コンシェルジュの報酬の減額について、図書館コンシェルジュが欠員状態ということであるが、図書館運営に影響はないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在は、市職員や図書館司書にて対応している

と答弁がありました。また、委員から、図書館運営事務事業の光熱水費の増額について、具体的な増額の理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、基本料金及び省エネ賦課金の上昇により、クーリングシェルターに指定されたことにより、設定温度を低くする必要があるための増額であると答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第70号、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）については、慎重に審査をしました結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、委員から介護給付費準備積立金について、当該積立金の具体的な目的はと質疑がありました。これに対し、執行部から、3年に1回介護保険料が改定されることに伴い、急激な保険料の増額等を抑制し、安定的な介護保険事業の運営のために基金を積み立てるものと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）、議案第73号、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）、議案第74号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第75号、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）については、慎重に審査しました結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した補正予算議案の主な内容でありますので、よろしくご協議を頂き、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、決算認定議案審査について報告いたします。

認定第1号、令和5年度上天草市歳入歳出決算の認定についてでございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

一般会計の総務部所管について、委員から、市有地売払収入6件分105万1,283円について、6件の市有地が売り払われているが、公募にかけた際、どのくらいの割合で落札されたのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、売り払った6件については、用途廃止等に伴うものである。一般競争入札による公募を2回実施しているが、落札には至っていないと答弁がありました。これに対し、委員から、売却できる市有地については、売却し、維持管理費を削減できるよう努めていただきたいと意見がありました。

次に、企画政策部所管について、委員から、釣りを軸とした関係人口創出事業委託料296万2,300円及び上天草「釣×食×泊」実施体制構築事業委託料199万6,500円について、事業の成果はと質疑がありました。これに対し、執行部から、まず、釣りを軸にした関係人口創出事業の成果としては、公式釣り人によるマナーの徹底、釣りを通じた情報発信や釣り大会の実施を行った

ことで、交流人口や関係人口の創出に貢献できたものとする。また、上天草「釣×食×泊」実施体制構築事業では、釣り旅行のパッケージサービスとして、天草つろう旅の構築を実施した。サービスとしては、令和6年1月からスタートしており、現在、天草つろう旅実行委員会で事業を実施していると答弁がありました。

次に、委員から、湯島交流拠点施設管理委託料106万2,094円及び湯島交流施設イベント企画運営業務委託料22万7,700円について、委託先及び事業の効果はと質疑がありました。これに対し、執行部から、委託先は、湯島の地域おこし協力隊である。効果としては、イベント実施により周知が図られ、シーグラスの利用者が、令和2年度は1世帯3人だったのに対し、令和5年度は9世帯16人となった。また、シェアオフィスについては、令和2年度の通常利用者が1人、定期利用者が6人だったのに対し、令和5年度は、通常利用者が11人、定期利用者が9人、団体利用も27件であった。施設のことを知っていただいたことで利用者も増えていると考える。したがって、イベント自体の効果はあったと認識していると答弁がありました。

次に、市民生活部所管について、委員から、本郷地区生活排水施設整備事業204万7,266円について、地区の住民が、雨量に対して排水溝が狭いのではないかと心配されていたが、意見等は上がっていないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在までに、被害の届出はないが、雨が長引く場合には、雨水が集まってくるため、今後も注意しながら見守りを行っていくと答弁がありました。

次に、委員から、犬猫避妊・去勢手術費補助金29万5,000円について、近頃、野良猫が大変多くなっていると感じるが、野良猫に対しても実施されているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、9割以上が飼い主の申請だが、中には自宅周辺に住み着いた野良猫の相談や申請もあっている。また、保健所でも飼い主のいない猫の不妊去勢手術の補助が行われているため、そちらに相談するよう促していると答弁がありました。

次に、委員から、建物等調査業務委託料599万6,827円について、龍ヶ岳体育館横の建物等調査だが、その後どうなったのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、約50台にも満たない避難所駐車場を確保するには、費用があまりにも高額であると判断したため、現在保留していると答弁がありました。

次に、建設部所管について、委員から、市営住宅使用料（滞納繰越分）35万8,200円について、市営住宅の使用料の滞納者数と滞納額はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和6年度現在で30名の933万352円となっていると答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、ふるさと納税広告料2,041万5,950円について、ふるさと納税による徴収が頭打ちになっている中で、広告料の2,000万円を含めた経費の見直しが求められていると思うが、今後の見通しはと質疑がありました。これに対し、執行部から、総務省からの告示により、経費及び返礼品に関する制限が示されており、全国的に返礼品競争になっている状況。このような状況を鑑み、今年度からふるさと納税に関する広告については、観光プロモーションの中で併せて紹介することとした、また、返礼品についても、ジップラインなどの

上天草市に来て体験してもらうような体験型の返礼品の開発に取り組むと答弁がありました。

次に、上天草市雇用促進従業員住宅手当補助金について、委員から、補助金の実績が1件ということだが、理由はと質疑がありました。これに対し、執行部から、本補助金については、事業者のニーズは高いものの、制度上対象にならないケースもあるものと認識している。現在、事業所間で不公平にならないよう制度設計の見直しを含めて検討しているところと答弁がありました。

次に、県営京の島地区農地整備事業受益者分担金（滞納繰越分）387万2,239円について、委員から、分担金の滞納者数と滞納額はと質疑がありました。これに対して、執行部から、令和5年度に新たに発生した滞納は、1名の4万939円、滞納繰越分は86万67円であると答弁がありました。

次に、有害鳥獣捕獲委託料948万9,800円について、委員から、イノシシの令和5年度の捕獲頭数とはと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和5年度は、概算で1,200頭程度の捕獲頭数となっている。また、令和4年度は、1,700頭程度となっているが、気候等の影響もあり、生息数の増減については把握が難しいところと答弁がありました。また、委員から、前年度と比較して捕獲数が減少しているが、捕獲する人の後継者が少ないことも原因ではないかと思うが、後継者を確保する取組とはと質疑がありました。これに対して、執行部から、新規就農者などに対する狩猟免許の取得案内及び捕獲頭数に応じた補助金の交付などにより、狩猟者の確保に努めていると答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、福祉課所管の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業について、給付は予算額に対してどの程度執行できたのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、4,600世帯分の予算に対し、4,146世帯に交付を行ったと答弁がありました。また、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種返還金について、市内では何名の接種があったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、1万6,624人の接種があったと答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員から、天草五橋奨学金返還金助成金について、助成の対象者は何名であったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和5年度の実績で14名となっており、本年度は16名ということで、増加傾向となっていると答弁がありました。また、委員から、小・中学校のトイレ改修の工事や設計について、管内の小・中学校における改修の進捗とはと質疑がありました。これに対し、執行部から、未改修が4校であり、令和7年度末までの改修を計画していると答弁がありました。また、委員から、図書購入費について、4図書館へのそれぞれの購入冊数とはと質疑がありました。これに対し、執行部から、中央図書館が736冊、大矢野図書館が2,449冊、姫戸図書館が710冊、龍ヶ岳図書館が693冊、移動図書館が138冊、視聴覚障がい者用の図書97冊を購入したと答弁がありました。

次に、上天草市国民健康保険特別会計について、委員から、健康ポイント事業について、当該事業を実施したことによって、受診率は増加したのか。また、さらなる受診率アップにつながる工夫が必要ではないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、昨年度と比較し、0.9ポイント受診者は増加したものの、今後も、受診率増加のため、先進地の事例を参考に、未受診

者対策を実施していくと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度上天草市水道事業会計決算の認定について及び認定第3号、令和5年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、慎重に審議しました結果、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてでございますが、委員から、新型コロナウイルス感染症の病床確保に伴う補助金の額はと質疑がありました。これに対し、執行部から、新型コロナウイルス感染症関連事業で、周産期小児医療体制確保事業、入院病床確保事業、設備整備事業の3事業あり、総額で1億2,581万円余りの補助金を受け入れていると答弁がありました。また、委員から、看護学校について、看護師の国家試験の合格率が8割程度となっているが、さらなる入学者の増加のための工夫はと質疑がありました。これに対し、執行部から、模擬試験の実施や試験結果を踏まえた授業内容の工夫、個別指導を強化し、100%の国家試験合格を目指すことにより、魅力ある学校運営に取り組んでいくと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は原案どおり認定すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した決算認定議案の主な内容でありますので、よろしく御協議頂き、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることに決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） これで質疑を終わります。

これから予算決算常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次、採決いたします。

議案第68号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第69号、令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第70号、令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第71号、令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第72号、令和6年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第73号、令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第74号、令和6年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第75号、令和6年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 議案第76号、令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（桑原 千知君） 認定第1号、令和5年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本案の採決は、起立によって行います。本決算に対する委員長報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 認定第2号、令和5年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 認定第3号、令和5年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 認定第4号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

日程第 5 議案第79号 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）

○議長（桑原 千知君） 日程第5、議案第79号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）の予算議案1件を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第79号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

なお、100万以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億2,879万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、令和6年度赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金の債務負担行為の限度額を3,250万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正は、災害復旧事業債を500万円増額し、起債限度額の合計を29億2,025万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

70（款）県支出金、15（項）県補助金は1,170万円の増額でございます。主なものとして、25（目）農林水産業費県補助金が、養殖魚赤潮被害対策事業補助金1,095万円などを増額するものでございます。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は3,210万円の増額でございます。内訳といたしま

して、10（目）財政調整基金繰入金が3,100万円を増額するものでございます。130（目）森林環境譲与税基金繰入金が110万円を増額するものでございます。

99（款）10（項）市債は500万円を増額でございます。内容といたしまして、50目災害復旧事業債が、道路災害復旧事業500万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は100万円を増額でございます。内容といたしまして、35（目）農道維持費が、農道維持修繕費100万円を増額するものでございます。

35（款）農林水産業費、20（項）水産業費は、3,061万4,000円を増額でございます。内容といたしまして、15（目）水産振興費が、養殖魚赤潮被害緊急対策事業補助金2,920万円を増額するものでございます。20（目）漁港管理費が、漁港施設修繕費141万4,000円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は275万6,000円を増額するものでございます。主なものといたしまして、15（目）農業用施設等災害復旧費が、機械等使用料100万円などを増額するものでございます。20（目）林業施設等災害復旧費が、機械等使用料110万円を増額するものでございます。

60（款）災害復旧費、15（項）公共土木施設災害復旧費は1,220万円を増額でございます。内訳といたしまして、10（目）道路災害復旧費が、市道大谷線災害復旧測量設計業務委託料200万円、機械等使用料720万円、市道大谷線災害復旧工事300万円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

まず、議案第79号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第4号）について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は可決することに決定しました。

日程第 6 議員派遣の件

○議長（桑原 千知君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、10月7日に、菊池市におきまして、第285回熊本県市議会議長会が予定され、正副議長に対し出席要請がっておりますので、会議規則第167条の規定により、副議長を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任をお願いしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

よって、変更する場合には、本職に一任することに決定いたしました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（桑原 千知君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年度第3回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時11分

